

「ストリートピアノによる賑わいの創出及び記憶の継承」 実施事業者募集に係る要領

1 趣旨

本市が所有するアップライトピアノ（YAMAHA U7）（以下、「当該ピアノ」という。）は、1967年に川崎市教育文化会館（旧川崎市産業文化会館）の開館に合わせて、ホール演奏用に設置され、約50年親しまれてきたものです。

今回、川崎市教育文化会館の閉館に伴い、川崎市では当該ピアノをアーティスト（高橋洋平氏）によるペインティングで再生し、ストリートピアノとして活用しながら、公共空間を活用した賑わいの創出と記憶の継承に取り組んでまいりました。

この度、民間事業者の有する企画力、資金力、経験豊かな事業ノウハウ等を活用して、今後も継続的に当該ピアノを活用した賑わいの創出を図りながら記憶の継承をしていくべく、民間譲渡することとしました。

この要領は、当該ピアノの設置目的を可能な限り遵守しながら、本市の活性化にも積極的に協力いただける民間事業者等を公募するにあたり、必要な事項を定めたものです。

2 譲渡するピアノについて

譲渡するピアノに関する事項は下記のとおりです。

(1) ピアノに関すること

ア 譲渡後、ストリートピアノとして、なるべく多くの方に公開することを条件として、次のピアノを無償で譲渡します。

製品名：YAMAHA アップライトピアノ U7

製造年：1968年

仕様：アーティスト高橋洋平氏によりペインティング済

イ 事業を実施する上で必要となる投資（調律・修理等）は、譲渡先の責任において行うこととします。

ウ 譲渡するピアノは現状有姿で譲渡するものとし、隠れた瑕疵について、市は一切の責任を負いません。

3 譲渡の条件等について

(1) 用途の制限について

ア 川崎市内に設置することかつストリートピアノとして活用することを原則とする。

イ ピアノを譲渡後、速やかにストリートピアノとしてなるべく多くの方に公開して下さい。必要となる投資（調律・修理等）を行う場合など、一定の期間を要する場合には、市と協議を行うものとします。

ウ 合理的な理由により、指定用途を変更する必要があるときは、事前に本市の承諾を受けなければ変更することが出来ないこととします。

(2) 譲渡の制限について

ア 合理的な理由により、第三者に譲渡する必要があるときは、事前に本市の承諾を受けなければ譲渡できないこととします。

イ 第三者に譲渡する場合には、反社会勢力の団体等に譲渡できないものとします。

4 スケジュール

事 項	時 期
① 募集要項の公表・配布	2020年 3月 9日～
② 質問書受付	2020年 3月 9日から 3月13日まで
③ 質問書回答	2020年 3月16日
④ 応募申込書類の提出締切	2020年 3月23日
⑤ 企画提案書の提出締切	2020年 3月23日
⑥ 審査結果通知	2020年 3月27日
⑦ 契約の締結	2020年 3月30日
⑧ 移送期間	2020年 契約後

5 応募者の資格等

(1) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、単一の法人、又は複数の法人で構成される事業者グループとし、事業者グループの場合は構成員の中から代表法人を定めることとします。

イ 事業者グループの代表法人、又は構成員は、他の事業者グループの代表法人、又は構成員として参加することはできません。

(2) 参加資格

参加を希望する者は、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者ではないこと。

6 応募手続き

(1) 募集要項配布

募集要項については、以下のとおり配布します。

ア 配布期間

2020年3月 9日（月）～3月13日（金）まで

イ 配布方法

募集要領等については、本市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000115662.html>

(2) 質問及び回答

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出してください。

なお、回答については、質問者に直接回答するとともに、募集要項を配布しているホームページにて、質問内容及び回答を公開いたします。

ア 提出期間

2020年3月 9日（月）8時30分から2020年3月13日（金）

17時まで（必着）

イ 提出先

川崎市まちづくり局拠点整備推進室 担当 後藤・鈴木

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階

電話 044-200-2036

ウ 提出方法

持参、郵送にて受付けます。

エ 回答

2020年3月16日（月）から本市ホームページにて公開

(3) 参加申込書類の提出

本事業に応募する際は、参加申込書に希望する掲示方法を記載するとともにその他、必要事項を記載の上、次表(表-1)により提出してください。

ア 提出期間

2020年3月23日（月）17時まで（必着）

イ 提出先

川崎市まちづくり局拠点整備推進室 担当 後藤・鈴木

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階

電話 044-200-2036

ウ 提出方法

持参、郵送にて受付けます。

(表-1)応募申込時の提出書類

書類	様式
1 参加申込書	様式1
2 暴力団排除に係る誓約書	様式2
3 代表者印鑑証明書(原本) (発行3か月以内のみ有効)	—

(4) 企画提案書の提出

ア 企画提案書作成時の注意事項

- (1) 企画提案書の提出は1応募法人（1応募グループ）1提案とします。
- (2) 企画提案書関係書類の提出後の変更は、原則認めません。
- (3) 必要に応じて、企画提案書記載項目以外に書類の提示を求める場合があります。

イ 企画提案書記載項目

企画提案書に記載する内容は次表（表-2）のとおりとします。また、希望する掲出方法により、一部提出書類が異なるため御注意ください。

（表-2）企画提案書記載項目

区分	項目	様式	備考
提 案	①ストリートピアノの活用方法の提案	様式 4- 1	
	②配置計画	様式 4- 2	
	③維持管理・安全管理計画	様式 4- 3	

ウ 提出期間

2020年3月23日（月）17時まで（必着）

エ 提出先

川崎市まちづくり局拠点整備推進室 担当 後藤・鈴木
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階
電話 044-200-2036
Email 50kyoten@city.kawasaki.jp

オ 提出方法

持参、郵送、又は電子メールにて受付けます。

7 審査の方法

(1) 選定委員会

企画提案書の審査は、選定委員会にて行います。選定委員会では、応募者から提出された提案書について、「(表-2) 企画提案書記載項目」について審査を行い、選定候補者1者を決定いたします。

(2) 選定候補者の決定

- ア 選定委員による審査を行い、得点の合計が最も高い提案をした1者を選定候補者として決定します。
- イ 得点の合計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、決定いたします。

(3) 審査結果

ア 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに、すべての応募者に書面により通知いたします。

イ 審査結果の公表

審査結果通知後、応募者すべての商号又は名称、選定候補者について、本市ホームページにて公表いたします。

8 契約書の締結

契約書の詳細については、本市と選定候補者で協議の上、決定し、契約書を締結するものとする。なお、選定候補者と契約に至らなかった場合は、順次次点の入札者を落札候補者といたします。

9 その他

ア 疑義等が生じた場合

この事業を遂行するにあたり、定めのない事項や疑義が生じた場合は、本市と応募事業者において、協議することといたします。

イ 本公募は、1者のみの応募でも成立するものといたします。